

I 収集方針

本図書館は、学校図書館法に基づき、教育課程の展開に寄与するとともに、生徒の健全な教養を育成することを目的として、資料を収集・整理・保管し提供する。

そのために、蔵書構成・予算・利用者の希望も考慮しながら、下記のような資料を収集する。

- 1) 本校の教育課程に役立つ資料
- 2) 生徒の発達段階や要求・興味・関心にあう資料
- 3) 生徒の情操を豊かにし、人間形成に役立つ資料
- 4) 生徒・教職員のさまざまな課題解決に役立つ資料
- 5) 教職員の教育活動に必要な資料
- 6) 本校に関する資料
- 7) 地域に関する資料
- 8) 各主題の基本的資料

II 選択基準

図書館資料は、下記の基準により、資料選択委員会で検討して購入を決定する。

資料選択委員会は「館則」第3条の通り、図書館係全職員を構成員とする。

場合により資料選択委員会の承認のもと、司書に選択を一任する。

- 1) 知識や情報が正確であるもの
- 2) 新しい情報に基づくもの
- 3) 生徒の発達段階に応じ、用語・文章が分かりやすいもの
- 4) 内容が健全で、よい読後感を与えるもの
- 5) 多様な対立する意見のある問題について、それぞれの観点に立っているもの
- 6) 社会的関心の高まりをみせ、現代的なテーマを扱っているもの
- 7) 科学分野の資料については、基礎的な資料から難易度の高い資料まで幅広く収集する
- 8) ストーリーマンガについては、賞を受賞するなど世間的に評価が高く、取り上げられる主題が生徒の学習過程および進路選択に役立つもの
- 9) 教養マンガについては、専門的知見に基づいて作られているもの
- 10) ライトノベルについては、生徒の希望が多く、他館からの取寄せでは提供が難しいもの
- 11) 雑誌については、教養となるもの及び生徒が楽しめるものを偏りがないように収集する

(平成25年4月19日 改正)